

公益財団法人愛知県農業振興基金 農地中間管理事業業務委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という。）が、農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するため、公益財団法人愛知県農業振興基金業務方法書並びに公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程に基づくこれらの事業の業務の一部を委託して行う場合について、その委託に関する必要な事項を定めるものとする。

(委託先)

第2条 業務の委託は、農地中間管理事業の趣旨に即してその業務を適正かつ円滑に処理することができるものとして、市町村及び農業協同組合並びに市町村公社に対して行うものとする。

(委託業務の内容)

第3条 基金は、農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

(実施計画の提出)

第4条 基金は、業務を委託しようとするときは、委託しようとする相手方（以下「受託者」という。）に対し、第3条の業務を委託することについて、あらかじめ同意を得るものとする。

2 業務を受託しようとする者は、受託業務実施(変更)計画書（様式第2号）を提出するものとする。

(委託契約)

第5条 業務委託の契約は、「農地中間管理事業業務委託契約書」（様式第1号）をもって締結するものとする。

(再委託)

第6条 基金が、業務の一部を他の者に委託したときは、受託者は委託業務を第三者に委託してはならない。

(委託費の額)

第7条 委託費の額は、委託業務の種類、内容、業務量等を勘案して定めるも

のとする。

(契約期間)

第8条 業務を委託する期間は、契約締結の日から当該事業年度の3月31日までとする。

(委託費の支払い)

第9条 委託費は、委託業務が完了し、その額が確定した後に受託者の請求に基づき支払うものとする。

(委託業務の報告)

第10条 基金は、受託者が委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した受託業務実績報告書（様式第3号）を提出させるものとする。

(委託業務の変更又は中止)

第11条 受託者は、委託契約締結の際に定める業務実施計画の内容に理事長が別に定める重大な変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに基金と協議するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

1 この要領の変更は、平成27年3月31日から施行する。
(別表5にコーディネートに関する業務を追加)

附 則

1 この要領の変更は、平成28年4月1日から施行する。
(別表3の台帳作成業務の廃止等、委託業務内容の見直し)

附 則

1 この要領の変更は、平成30年3月1日から施行する。
(別表1の農地利用図の作成業務の廃止等、委託業務内容の見直し)

(別表)

委託業務内容	委託先
1 農地の出し手に関する業務 ア 出し手の掘り起こし業務 イ 貸出申込窓口業務 ウ 農用地の現況確認業務 エ 条件調整業務 オ 農地リストの作成業務 カ 農用地利用集積計画申出準備業務	市町村、農業協同組合・市町村公社 市町村、農業協同組合・市町村公社 市町村、農業協同組合・市町村公社 市町村、農業協同組合・市町村公社 市町村、農業協同組合・市町村公社 農業協同組合・市町村公社
2 農地の受け手に関する業務 ア 受け手の掘り起こし業務 イ 借受応募窓口業務 ウ 条件調整業務 エ 応募者リストの作成業務	農業協同組合・市町村公社 市町村、農業協同組合・市町村公社 市町村、農業協同組合・市町村公社 市町村、農業協同組合・市町村公社
3 契約管理に関する業務 ア 利用状況報告の督促業務 イ 受け手農家からの借賃徴収業務 ウ 農地所有者への借賃支払業務	市町村、農業協同組合・市町村公社 農業協同組合 農業協同組合
4 コーディネートに関する業務	農業協同組合・市町村公社